

嶋貫農地係長

1番から50番につきましては、▲▲地区基盤整備事業に関する合意解約となります。事業地内のすべての農地について、中間管理事業で契約されていますが、所有者から売却の希望があった農地について、所有権移転を行うにあたって、賃貸借契約を、一度合意解約するものです。案件毎の説明は省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

続いて、7ページをご覧ください。

51番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計4,313㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

52番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計6,116㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

53番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外4筆 田 合計7,208㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

以上です。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声が有りますので、報第1号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第5 議第4号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第4号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件、賃借権設定2件、合計4件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第4号について、ご説明申し上げます。議案書は8ページと9ページになります。

はじめに、8ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

嶋貫農地係長

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 田 4, 496㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計20.64㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、9ページが、賃貸借権移転の申請となります。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計8,629㎡について、新規の5年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 田 現況樹園地 1,849㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

以上です。

嶋貫農地係長

暫時休憩をお願いします。

議長（高橋会長）

それでは暫時休憩します。（ときに午後2時7分）

議長（高橋会長）

総会を再開します。（ときに午後2時8分）

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。
はじめに、議第4号 1番の現地調査については、長谷部修推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

2月21日に長谷部修委員から電話でご報告いただいております。
現地は積雪があり、直接確認はできませんでしたが、隣接の耕作者の方に聞き取りし、問題ない案件であると確認したということです。

議長（高橋会長）

次に、2番の現地調査について、3番 山岸誠委員より、報告をお願いします。

2番
（山岸誠委員）

現地に行ったところ、雪が多く確認はできませんでしたが、当人の■■■■さんに聞き取りしたところ、以前から耕作していた土地で、手続きが漏れていたと確認し、きちんと耕作されていて問題ないことを確認しました。

議長（高橋会長）

次に、3番の現地調査については、後藤和義推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

本日午前中、後藤委員より報告をいただいております。
申請地は後藤委員の近くの耕作地として、作付けされ、問題なく管理されていることを確認している、とご報告いただいております。

議長（高橋会長） 次に、4番の現地調査について、9番神尾篤志委員より、報告をお願いします。

4番
（神尾篤志委員） 2月22日に確認してまいりました。雪も若干消えてきて、あちこち農地の様子が見えるような状況でした。草も生えておらず、きちんと耕作され、周辺農地への影響もないことを確認してまいりました。

議長（高橋会長） お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が2名おりますので、分割して審議したいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長） それでは始めに、議第4号 所有権移転1番の案件について、審議いたします。
ここで、8番 伊藤圭一委員の退席を求めます。

……………伊藤圭一委員退席……………

議長（高橋会長） これより本案件について、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、8番 伊藤圭一委員の復席を求めます。

……………伊藤圭一委員復席……………

議長（高橋会長） 次に、議第4号 賃借権設定4番の案件について、審議いたします。
ここで、13番 安達芳紀委員の退席を求めます。

…………安達芳紀委員退席…………

議長（高橋会長） これより本案件について、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、13番 安達芳紀委員の復席を求めます。

…………安達芳紀委員復席…………

議長（高橋会長） 次に、議第4号 所有権移転2番及び賃借権設定3番の2つの案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し使用貸借権設定1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第5号について、ご説明申し上げます。
議案書は10ページになります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さん外1名が、▲▲の■■■ ■さんと使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲ 畑 623㎡に、一般住宅を建築するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
なお、外1名にあたる■■■■さんの奥さまは■■■■さんの娘さんです。
以上です。

議長（高橋会長） ここで、1番の現地調査について、9番 神尾篤志委員より、報告をお願いします。

9番
（神尾篤志委員） 2月17日に、私と伊藤圭一委員、山内事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で現地確認を行いました。
この案件については、積雪で現状確認はできませんでしたが、住宅地の中にある農地で、木が生えているところがあり、管理されていない農地のようでした。
この度の申請により転用されたとしても、周辺住宅にも良いのではないかと考えられます。
また、事前着工がないことを確認してまいりましたので、ご報告申し上げます。

議長（高橋会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第6号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第6号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第6号につきまして、ご説明します。
議案書11ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外16筆 登記地目田が2,935㎡ 畑が4,332㎡ 合計7,267㎡が、昭和57年から耕作せず山林化して、現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
以上です。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、報告をお願いします。
1番の現地調査については、江口菊次推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 本日、江口委員よりご報告を頂戴しております。
現地は積雪があり、直接確認することはできなかったということですが、航空写真等の現状から、耕作されておらず木が生えている状態にあることを確認したとご報告いただいております。

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第7号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第7号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和5年2月14日付け農第916号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、賃借権設定38件、所有権移転19件の合計57件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐 ただ今提案されました、議第7号につきまして、ご説明を申し上げます。
議案書は12ページからで、15ページにつきましては、総括表となっております。
賃借権設定が38件で、計画面積が田223,450㎡、畑4,571㎡の合計228,021㎡となっております。また、所有権移転が25件で計画面積が田44,955㎡、畑7,904.26㎡の合計52,859.26㎡となっております。
16ページをご覧ください。
賃借権の設定につきまして、ご説明を申し上げますが、このたびは38件と件数も多く、事前に通知させていただいておりましたので、円滑化事業からの切り替えと▲▲地区の基盤整備事業によるものについては、案件毎の説明を省略させていただきますので、ご了承くださるようお願いいたします。

はじめに、1番につきましては、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して同じく▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田2, 042㎡外1筆の合計3, 053㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

2番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田1, 877㎡外1筆の合計2, 885㎡について、新規の5年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

続きまして3番から5番については、円滑化事業からの切り替えによるもので、新規で、毎年12月20日支払、金納となっております。

6番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して同じく▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田1, 343㎡について、新規の5年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

7番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田995㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

8番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田2, 543㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

9番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田920㎡外2筆の合計2, 327㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

10番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田645㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

11番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田820㎡外4筆の合計9, 019㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

12番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田9, 730㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

13番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田1, 537㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

14番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田386㎡外2筆の合計2,575㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

15番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田1,010㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

16番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田3,045㎡外2筆の合計4,505㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

17番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田3,307㎡外2筆の合計3,691㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

18番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田1,744㎡外1筆の合計3,517㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

19番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田3,036㎡外4筆の合計8,826㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

20番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田1,031㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

21番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田448㎡外2筆の合計4,108㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

続きまして22番から21ページの33番まで、35番については、円滑化事業からの切り替えによるもので、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。詳細は省略させていただきます。

次に、34番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田903㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

山内事務局長補佐

36番については、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田175㎡外10筆の合計4,956㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

最後に37番、38番については、▲▲地区の基盤整備事業によるもので、新規の16年で、毎年12月20日支払、金納となっております。詳細は省略させていただきます。

続きまして、23ページをご覧ください。所有権移転19件について申し上げます。

最初に1番につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんへ▲▲字▲▲の畑1,179㎡外4筆の合計1,781.26㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払い方法は口座振込となっております。

次に、2番から25ページの19番までの18件については、▲▲地区の基盤整備事業により所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払い方法は口座振込となっております。詳細は省略させていただきますのでご了承ください。

以上でございます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が2名おりますので、分割して審議したいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長）

それでは始めに、賃借権設定の8番から12番までの5件と、所有権移転の3番から5番及び9番、12番、18番の6件、合計11件の案件について審議いたします。

ここで、4番 黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員退席……………

議長（高橋会長）

これより本案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの全11件の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） ここで、4番 黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員復席……………

議長（高橋会長） 次に、所有権移転の2番及び10番、11番、13番から15番までの計6件の案件について、審議いたします。
ここで、12番 渡沢寿委員の退席を求めます。

……………渡沢寿委員委員退席……………

議長（高橋会長） これより本案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの6件の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） ここで、12番 渡沢寿委員の復席を求めます。

……………渡沢寿委員委員復席……………

議長（高橋会長） 次に、ただいまの議事参与案件となった17件を除く、賃借権設定33件及び所有権移転7件の計40件の案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。
…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。議事参与17件を除く全40件の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和5年2月17日付け南農委告示第2号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時33分）